■ 審議会 > 宮古市地域公共交通会議

所掌事項

次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃又は 料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する 事項
- (3) 形成計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (4) 移動等円滑化促進方針の作成、変更及び実施に関する事項
- (5) 移動等円滑化基本構想の作成、変更及び実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

設置根拠

宮古市地域公共交通会議要綱第1条

設置年月日

H22. 4. 1

委員定数

25人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 8. 18

現任委員任期満了日

R5. 8. 17

担当課

企画部公共交通推進課

TEL: 0193-62-2111 内線 4512 FAX: 0193-63-9114

E-mail: public_transport@city.miyako.iwate.jp

備考